

定 款

(令和 3 年 6 月 25 日改正)

株式会社 中国銀行

株 式 会 社 中 国 銀 行 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社中国銀行と称し、英文では、The Chugoku Bank, Limited と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
- (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- (4) 信託業務
- (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を岡山市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岡山市において発行する山陽新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、3 億 9,100 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株

主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し議長となる。

2. 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株

主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

- 第19条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、14名以内とする。
2. 当銀行の監査等委員である取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名、副会長若干名、頭取1名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(役付取締役の職掌)

- 第23条 会長は、行務を総攬し、副会長は会長を補佐する。

2. 頭取は、当銀行を代表し、取締役会の決議を執行するほか行務を統轄する。
3. 副頭取は、頭取を補佐し、所管の職務を行う。
4. 専務取締役および常務取締役は、頭取および副頭取を補佐し日常の行務を分掌する。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の招集権者および議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催

することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当銀行は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(相談役、顧問)

第34条 業務上必要と認めるときは、取締役会の決議によって相談役または顧問を置くことができる。

ただし、その任期は1年とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第35条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。

附 則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までの社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。

本定款は原本の謄本であります。

令和 3 年 6 月 25 日

岡山市北区丸の内1丁目15番20号

株式会社 中 国 銀 行

代表取締役 加 藤 貞 則